

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年6月19日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
空調室外機修理作業
- 2 履行(納品)場所
横浜市南区六ツ川一丁目14番地
南中学校
- 3 契約日
令和6年4月19日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年5月9日
- 5 契約金額
952,600円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号
有限会社 イワック
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
南中学校においてエアコン室外機が破損し、複数の普通教室が使用不可能になり、緊急対応による復旧が求められたため
- 8 契約の相手方の選定理由
令和6年度名簿登録業者で、項目『管』をもっており、横浜市内の企業で迅速な対応をお願いできるため。
- 9 所管
教育委員会事務局 教育施設課